

**○厚生労働省告示第三百二十六号**

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和五年十二月八日から適用する。

令和五年十二月七日

厚生労働大臣 武見 敬三

〔以下略〕